

佐賀県規則第8号

佐賀県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県文化財保護条例施行規則（平成31年佐賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(管理責任者の選任又は解任の届出)</p> <p>第4条 条例第6条第3項（条例第28条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定年月日及び記号番号</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(所有者の変更の届出)</p> <p>第5条 条例第7条第1項（条例第28条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出)</p> <p>第6条 条例第7条第2項（条例第28条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(滅失、毀損等の届出)</p> <p>第7条 条例第8条（条例第28条及び第36条において準用する場合</p>	<p>(管理責任者の選任又は解任の届出)</p> <p>第4条 条例第6条第3項（条例第28条、<u>第36条及び第37条の3第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定年月日及び記号番号（<u>県登録文化財の登録にあっては、登録年月日及び登録番号。第5条から第8条まで及び第16条において同じ。</u>）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(所有者の変更の届出)</p> <p>第5条 条例第7条第1項（条例第28条、<u>第36条及び第37条の3第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出)</p> <p>第6条 条例第7条第2項（条例第28条、<u>第36条及び第37条の3第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(滅失、毀損等の届出)</p> <p>第7条 条例第8条（条例第28条及び第36条において準用する場合</p>

改正前	改正後
<p>を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(所在の場所の変更)</p> <p>第8条 条例第9条(条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 条例第9条ただし書(条例第28条において準用する場合を含む。)の規則で定める所在の場所を変更した後届け出る場合は、災害予防上緊急に所在の場所を変更する必要がある場合とする。</p> <p>(現状変更等の許可申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第13条第2項及び第35条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財を原状に復するとき。</p>	<p>を含む。)又は<u>条例第37条の4</u>の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(所在の場所の変更)</p> <p>第8条 条例第9条(条例第28条において準用する場合を含む。)又は<u>条例第37条の5</u>の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>条例第37条の5ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次の各号に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第37条の9第1項本文の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>4</u> 条例第9条ただし書(条例第28条において準用する場合を含む。)又は<u>条例第37条の5</u>ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出る場合は、災害予防上緊急に所在の場所を変更する必要がある場合とする。</p> <p>(現状変更等の許可申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第13条第2項及び第35条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財を<u>指定当時の原状</u>(<u>指定後において現状</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)～(6) 略 (認定書)</p> <p>第12条 条例第19条第7項（条例第40条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 記号番号 (2)～(4) 略 (保持者の届出を要する場合)</p> <p>第13条 条例第21条（条例第42条において準用する場合を含む。）の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 保持者について、その保持する県重要無形文化財の保持に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 (保持者の氏名変更等)</p> <p>第14条 条例第21条（条例第42条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1) 保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所の変更の場合 ア 略 イ 認定年月日及び記号番号</p> <p>ウ～カ 略 (2)～(4) 略</p>	<p><u>変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状に復するとき。</u></p> <p>(2)～(6) 略 (認定書)</p> <p>第12条 条例第19条第7項（条例第40条第4項において準用する場合を含む。）<u>又は条例第37条第6項</u>の規定による認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 記号<u>又は登録番号</u> (2)～(4) 略 (保持者の届出を要する場合)</p> <p>第13条 条例第21条（条例第42条において準用する場合を含む。）<u>又は条例第37条の8</u>の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 保持者について、その保持する県重要無形文化財<u>又は県登録無形文化財</u>の保持に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 (保持者の氏名変更等)</p> <p>第14条 条例第21条（条例第42条において準用する場合を含む。）<u>又は条例第37条の8</u>の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1) 保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所の変更の場合 ア 略 イ 認定年月日及び記号番号（<u>県登録文化財の登録にあっては、登録番号。以下この条において同じ。</u>）</p> <p>ウ～カ 略 (2)～(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>(現状変更等の届出)</p> <p>第15条 略</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第16条 条例第34条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(条例第35条第1項の規則で定める行為)</p>	<p>(現状変更等の届出)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 条例第37条の9第1項本文の規定による届出には、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「指定年月日及び記号番号」とあるのは「登録年月日及び登録番号」と、同条第2項第4号から第6号までの規定中「承諾書」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 条例第37条の9第2項に規定する規則で定める維持の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 県登録文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 県登録文化財が建造物以外のものであるときは、文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該文化財を登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。</u></p> <p><u>(3) 県登録文化財が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をするとき。</u></p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第16条 条例第34条又は条例第37条の6の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(条例第35条第1項の規則で定める行為)</p>

改正前	改正後
<p>第17条 条例第35条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるもの（市の区域内において行われるものに限る。）とする。</p> <p>(1) 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で<u>3月以内の期間</u>を限って設置されるものの新築、増築、<u>改築又は除却</u></p> <p>(2) 工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の設置、<u>改修若しくは除却</u>（改修<u>又は除却</u>にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>(3) 条例第32条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、<u>改修又は除却</u></p> <p>(4) <u>埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>第17条 条例第35条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるもの（市の区域内において行われるものに限る。）とする。</p> <p>(1) 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で<u>2年以内の期間</u>を限って設置されるものの新築、増築<u>又は改築</u></p> <p>(2) 工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の設置<u>若しくは改修</u>（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>(3) 条例第32条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置<u>又は改修</u></p> <p>(4) <u>電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</u></p> <p>(5) <u>建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</u></p> <p>(6) 略 <u>（登録の申請）</u></p> <p>第18条 <u>県登録文化財の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>文化財の種別</u></p> <p>(2) <u>文化財の名称及び員数</u></p> <p>(3) <u>文化財の所在の場所</u></p>

改正前	改正後
	<p>(4) <u>文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所（無形文化財の場合は、保持者の氏名、芸名、雅号等及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地）</u></p> <p>(5) <u>文化財の形状、特色及び内容</u></p> <p>(6) <u>文化財に関する由来、伝承等</u></p> <p>(7) <u>申請の理由</u></p> <p>(8) <u>文化財の現状及び今後の管理方法</u></p> <p>(9) <u>その他参考となるべき事項</u> <u>（文化財登録簿）</u></p> <p>第19条 <u>条例第37条第1項の登録簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>種別、名称及び員数</u></p> <p>(2) <u>登録の年月日及び登録番号</u></p> <p>(3) <u>所在の場所</u></p> <p>(4) <u>所有者の氏名又は名称及び住所（無形文化財の場合は、保持者の氏名、芸名、雅号等及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地）</u></p> <p>(5) <u>管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</u></p> <p>(6) <u>管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地</u></p> <p>(7) <u>形状、特色及び内容を示す事項</u></p> <p>(8) <u>その他参考となるべき事項</u> <u>（登録証）</u></p> <p>第20条 <u>条例第37条第6項の規定による登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>登録番号</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第18条・第19条</u> 略</p>	<p>(2) <u>種別、名称及び員数</u> (3) <u>形状、特色及び内容</u> (4) <u>登録の年月日</u> (5) <u>所有者の氏名又は名称及び住所（無形文化財の場合は、保持者の氏名、芸名、雅号等及び住所又は保持団体の名称及び事務所所在地）</u> (6) <u>所在の場所</u></p> <p><u>第21条・第22条</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。